

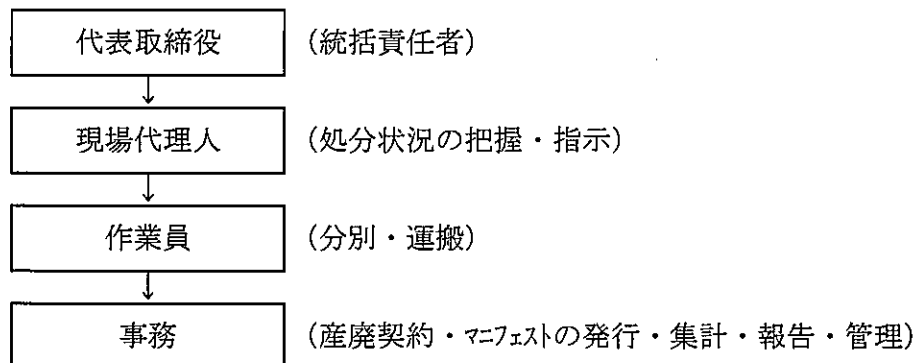
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 5月25日	
福島県知事 内堀 雅雄 殿	
	
提出者 住所 南会津郡下郷町大字湯野上字沼袋乙843 三立土建株式会社 氏名 代表取締役 矢島 政也 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0241-68-2301	
産廃物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三立土建株式会社
事業場の所在地	南会津郡下郷町大字湯野上字沼袋乙843
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	中分類 総合工事業 小分類 一般土木建築工事業
②事業の規模	完成工事高 15億円(令和7年度実績)
③従業員数	38人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 →中間処理委託(再生骨材等) 木くず →中間処理委託(木質チップ等) 繊維くず →中間処理委託(発電用燃料, 再生利用等) ガラス・コンクリート・陶器 →中間処理委託(再生利用等) 紙くず →中間処理委託(焼却等) 廃プラスチック類 →中間処理委託(発電用燃料等) 金属くず →中間処理委託(再生利用等)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（7年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	汚泥	ガラス・陶磁器くず	繊維くず
	排出量	763.05 t	226.81t	17.81t	3.97t	1.16t	1.84t	5.29t	0.79t
	（これまでに実施した取組）								
工事受注によって増減があり、抑制が困難なため、取り組みは行っていないかった。									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	汚泥	ガラス・陶磁器くず	繊維くず
	排出量	750.00t	150.00t	15.00t	3.00t	1.00t	1.50t	5.00t	0.50t
	（今後実施する予定の取組）								
発注者と施工方法の協議を行い、可能な限り発生量の抑制に努める。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) AsがらとCoがらの分別 コンテナを用いての分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った 産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行う産業廃棄物の 量		
	（今後実施する予定の取り組み） 予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（7年度）実績】								
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	汚泥	ガラス・陶磁器くず	繊維くず
全処理委託量	763.05 t	226.81	17.81t	3.97t	1.16t	1.84t	5.29t	0.79t
優良認定処理業者への処理委託量			0.09t			0.04t	2.73t	0.29t
再生利用業者への処理委託量	763.05 t	226.81	17.72t	3.97t	1.16t	1.80t	2.56t	0.50t
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								

①現状

（これまでに実施した取組）

再生骨材や木製チップの製造など、再生利用業者に処分を委託

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	汚泥	ガラス・陶磁器くず	繊維くず
	全処理委託量	750.00 t	150.00t	15.00t	3.00 t	0.80t	1.00t	5.00t	0.50t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	5.00t	t	t	t	2.00t	0.30t
	再生利用業者への処理委託量	750.00 t	150.00t	10.00t	3.00 t	0.80t	1.00t	3.00t	0.20t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)								
現状維持									
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事
 - (2) 高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。